

〈利用料金表〉

【ひまわり】

児童福祉法第21条の5の3第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1号に規定する通所特定費用の額（実費相当額に限る。）の範囲内において、負担していただきます。

| 利用区分            | 利用料金の額               |
|-----------------|----------------------|
| 給食費（食事提供加算の該当者） | 330円（まとまり食を食する者）     |
|                 | 290円（副食のみまとまり食を食する者） |
|                 | 260円（上記以外の者）         |
| 給食費（上記以外の者）     | 420円（まとまり食を食する者）     |
|                 | 390円（副食のみまとまり食を食する者） |
|                 | 360円（上記以外の者）         |